

速報！ 県労連2015賃金確定闘争 大綱合意



給与引き上げ改定

24年ぶり 2年連続「差額」支給！！

人事委員会による24年ぶりの2年連続給与引き上げ勧告がなされ、組合員にとって期待感もてる中、10月21日より今年度賃金確定闘争が始まりました。

しかし、10月27日の幹事団交渉において、当局側から「給与法案の閣議決定の見通しが立たない状況にあり、今後の交渉について、あらためて調整をお願いしたい。」との提案がありました。県労連は、臨時国会を開催しない無責任な安倍内閣の対応に抗議するとともに、年内決着を目指して全力でとりくみを進めました。

県労連幹事団は人事委員会勧告尊重の姿勢を崩すことなく粘り強い交渉を重ね、来年度以降の地域手当の改定が継続課題となったものの、今年度4月に遡って俸給表を引き上げること、期末勤勉手当の0.1月引き上げ等を勝ちとりました。その結果、12月22日（火）早朝4時17分、大綱合意しました。

内容は以下の通りです。

項目	妥 結 内 容
基本賃金	• 4月に遡って給料表を平均2736円引き上げ。
	• 再任用職員は1300円引き上げ。 (地域手当分もさらに上乘せ)
	• 交通用具使用者に係る通勤手当については、2016年4月1日より以下に改定。
	~ 3km 現行 3500円 → 改定後 2500円
	3km~ 5km 4400円 → 2800円
	5km~10km 4400円 → 4200円
	10km~15km 6500円 → 7100円
15km~20km 8900円 → 10000円	

期末・勤勉手当	<ul style="list-style-type: none"> ・期末・勤勉手当の支給月数については、12月期の勤勉手当に反映。 良好 73.5% → 83.5% 優秀 80.5% → 90.5% 特に優秀 87.5% → 97.5% *全ての区分について0.1月引き上げ
地域手当	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年4月1日に遡り0.6%引き上げ。 10% → 10.6% ・2016年4月1日からは継続協議。
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年4月に遡り500円引き上げ。 28000円 → 28500円
休暇・休業制度	<ul style="list-style-type: none"> ・子の看護休暇を「小学生まで」から「中学生まで」に対象を拡大。 ・介護短時間勤務については今後研究。
臨任・非常勤 ・再任用職員 の勤務条件	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時的任用職員の空白日の扱いについては、継続協議。 ・臨時的任用職員の療養休暇については、現行10日間無給から3日間 は有給に改善。 ・非常勤職員の報酬については、2016年4月1日より引き上げ。 ・再任用職員の人事評価を勤勉手当に反映していくことは、2017年 度中の実施についてしかるべき場で話しあう。
退職手当	<ul style="list-style-type: none"> ・在職期間の算出にあたっての1年未満の端数は切り捨てとする。 (2016年度より)

今年度の賃金確定闘争では、粘り強い交渉の結果24年ぶりの2年連続の「差額」を勝ちとったこと、交通用具使用者に係る通勤手当の大幅な削減、勤勉手当の不均衡配分、また、旅行雑費の削減など、さまざまな点で県当局の要求を押し戻すことができました。

今回の確定闘争に向けたとりくみでは、厳しい日程の中、組合員の結束のもと約2600筆の署名、全分会120枚の寄せ書きが集まり、交渉での大きな力となりました。今後も組織を強化することでさらにわたしたちに有利な交渉が進むものと考えます。各分会でも今回の合意内容を情宣し、一人でも多くの組合加入を期待したいと思います。

湘南教組は引き続き、神教組、県労連に結集して諸課題の解決に向けてとりくんでいきたいと思ひます。